

年末年始の飲酒に注意を！

飲酒する機会が増える忘年会やお正月、年末年始などの際に、「場を盛り上げたい」「強く勧められた」という理由で、短時間に大量のお酒を飲んでしまったことはありませんか？

それは死亡事故につながる「急性アルコール中毒」になりかねない危険な行為です。

消防局管内で飲酒が原因と思われる意識障害や嘔吐、転倒によるけがなどで救急要請がっており20代～40代が7割を占め、特に多くなる時期が年末年始です。

飲酒による救急事故は防ぐことができる事故です。

『節度ある適度な飲酒』を心掛けてください。

(消防局救急課 ☎363-2360)

注射針は収集できません

在宅医療の普及に伴い、一般の家庭からの医療廃棄物(在宅医療廃棄物)が増加しています。

こうした医療廃棄物のうち、注射針などの鋭利なものは、収集や選別の際、作業員がけがをする恐れがあるため、通常のごみと一緒にごみステーションに出すことはできません。

廃棄方法等については、受診している医療機関、薬局等に必ずご相談ください。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

わんにゃん相談コーナー(犬のしつけ) (予約制) 無料

日 1月24日(金) 午前10時～午後4時
場 市動物愛護センター **内** 犬のしつけの悩みに対する個別相談 **師** JAHA認定家庭犬しつけインストラクター **対** 犬の飼い主 ※ペット同伴可。
定 10組(抽選) **申** 1月14日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045 東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

動物を飼う前に考えて

飼えなくなった動物についての相談が多く寄せられています。最期まで責任を持って飼えるのか、飼う前に次の5つのことについて考えてみましょう。

- ① 住まいは動物を飼える住居か? 転居や転勤の予定はないか?
- ② 飼いたい動物は、自分の生活スタイルに合っているか?
- ③ 家族全員、動物を飼うことに賛成しているか?
- ④ 家族に動物アレルギーの人はいるか?
- ⑤ 毎日欠かさず世話に時間と手間をかけられるか?

(市動物愛護センター ☎380-2153)

猫のふん尿・いたずら・出産などでお困りの方へ(対処方法)

■猫が居続けると困る場合は、絶対にエサを与えない

■居心地のいい場所をなくす
 倉庫や納屋などは猫が自由に出入りできないようにしましょう。

■猫を追い払う
 猫が嫌う臭いがするもの(酢、塩素系漂白剤、コーヒーの粉等)や猫が嫌う音を出す機械(超音波発生装置)を設置しましょう。市動物愛護センターでは、超音波発生装置を試したい方へ2週間貸し出しを行っています。

■猫の飼い主の方へ
 猫を外に出すと、ふん尿などで近隣へ迷惑をかけてしまいます。病気や交通事故を防ぐためにも、猫は不妊去勢手術をして完全屋内飼育をしましょう。
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

消費者トラブル注意報！

■オンラインゲーム等の課金による高額請求を受ける事案について

➔消費者へのアドバイス
 こどもにオンラインゲームを利用させるときには、クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理に十分注意しましょう。保護者がこどもの「課金に気付く」ために、代金決済ごとの通知設定をし、利用状況を確認するのの一つの方法です。

■給湯器の点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして製品を購入させる手口について

➔トラブル防止のポイント
 ・点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。
 ・契約してしまっても、クーリング・オフできる場合があります。消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わずご相談ください。
 (消費者センター ☎353-2500)

くまもと森都心プラザ「創業支援室」使用者(第14期生)を募集します！

場 くまもと森都心プラザ2階ビジネス支援施設XOSS POINT.内 **対** 創業を考えている個人または創業1年以内の個人・会社(個人は本市に住居登録がある方、会社は本市に登記がある会社) **費** 共益費3,000～4,000円程度/月(予定) [募集室数]6室(4.68～6.03m²) (選考) ※状況により募集室数変更の場合あり。 **申** 1月7日～2月10日(必着) 午後8時までに申込書類を持参または郵送で〒860-0047西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ2階ビジネス支援施設XOSS POINT. (☎355-7402) へ ※募集要項・申込書はXOSS POINT.または起業・新産業支援課(市庁舎8階)にあります。
 (起業・新産業支援課 ☎328-2392)

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します。

熊本市学校規模適正化基本方針(素案)

内容 熊本市立学校の学校規模を適正化するための基本方針の改訂版の素案

提出先 12月13日～1月13日までに持参、郵送、ファクス(359-6951)またはメール(kyukaikaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601教育改革推進課(☎328-2708)へ

閲覧場所 教育改革推進課、区役所、市ホームページなど

熊本市文化芸術推進基本計画(素案)

内容 文化芸術により生み出されるさまざまな価値をいかした文化政策を推進するための計画の素案

提出先 12月20日～1月20日までに持参、郵送、ファクス(324-4002)またはメール(bunkaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601文化政策課(☎328-2039)へ

閲覧場所 文化政策課、区役所、市ホームページなど

(仮称)熊本市こども計画(素案)

内容 本市のこども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定める計画の素案

提出先 12月27日～1月27日までに持参、郵送、ファクス(328-3232)またはメール(kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-0806中央区花畑町9-6こども政策課(☎328-2156)へ

閲覧場所 こども政策課、区役所、市ホームページなど

熊本市国土強靱化地域計画中間見直し(素案)

内容 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市の強靱化の指針として策定する計画の中間見直し素案

提出先 12月23日～1月22日までに持参、郵送、ファクス(359-8605)またはメール(bousaikaikaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601防災計画課(☎328-2354)へ

閲覧場所 防災計画課、区役所、市ホームページなど

第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)

内容 地域住民をはじめ行政や関係機関がお互いに支え合い、地域福祉を推進するための計画の素案

提出先 12月23日～1月22日までに持参、郵送、ファクス(351-2183)またはメール(kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601健康福祉政策課(☎328-2340)へ

閲覧場所 健康福祉政策課、区役所、市ホームページなど

第3次熊本市生涯スポーツマスタープラン(素案)

内容 本市のスポーツ行政・スポーツまちづくりの指針として現行の計画を見直す計画の素案

提出先 12月23日～1月23日までに持参、郵送、ファクス(323-9262)またはメール(sportshinkou@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601スポーツ振興課(☎328-2724)へ

閲覧場所 スポーツ振興課、区役所、市ホームページなど

(仮称)熊本市中心市街地ウォークラブルビジョン(素案)

内容 中長期的な視点で本市中心市街地の目指すまちの姿と方向性を示したビジョンの素案

提出先 12月24日～1月23日までに持参、郵送、ファクス(351-2182)またはメール(shigaichiseibi@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601市街地整備課(☎328-2537)へ

閲覧場所 市街地整備課、区役所、市ホームページなど

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(素案)

内容 熊本市の困難な問題を抱える女性への支援を推進するための基本方向を示す計画の素案

提出先 12月16日～1月15日までに持参、郵送、ファクス(351-2030)またはメール(danjoykyoudou@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601男女共同参画課(☎328-2262)へ

閲覧場所 男女共同参画課、区役所、市ホームページなど

熊本市上下水道事業経営戦略(改定版・素案)

内容 本市上下水道事業の経営理念や基本方針を定めた計画の改定版の素案

提出先 12月25日～1月24日までに持参、郵送、ファクス(384-4135)またはメール(suidoukeiei@city.kumamoto.lg.jp)で〒862-8620上下水道局経営企画課(☎381-4330)へ

閲覧場所 上下水道局経営企画課、区役所、市ホームページなど

(仮称)熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(素案)

内容 「犯罪のない社会」「だれも取り残さない 安全で安心に暮らせるまち」を実現するため、「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3分野の要素をまとめた計画の素案

提出先 12月18日～1月17日までに持参、郵送、ファクス(353-2501)またはメール(shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601生活安全課(☎328-2397)へ

閲覧場所 生活安全課、区役所、市ホームページなど

熊本市住生活基本計画の改定(素案)

内容 社会情勢の変化や、全国計画・県計画改定を踏まえ、本市の豊かな住生活を実現するために改定する計画の素案

提出先 12月24日～1月23日までに持参、郵送、ファクス(359-6978)またはメール(jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601住宅政策課(☎328-2438)へ

閲覧場所 住宅政策課、区役所、市ホームページなど